

「豊後大野市介護保険主治医意見書作成料請求書の取扱い」について

(2015.4.1)

1. 主治医意見書作成料等について

(1) 「新規・継続」及び「在宅・施設」の費用区分について

主治医意見書作成料は作成の回数や対象者の状況により次のとおりとします。

(単価)

	在 宅	施 設
新 規	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
継 続	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

※消費税分を除く。

「新規・継続」の判断基準

新規

①当該被保険者の意見書を医師が初めて記載する場合。(同じ医療機関で過去に意見書を記載した医師とは別の医師が記載する場合であって、診療録を参照することが可能な場合は除く。)

※診療録は記録後最低5年間保存することが義務付けられています。

②過去に意見書を記載したことはあるが、相当の期間が経過しているため、意見書を記載するにあたり過去の診療録が参考にならない場合。

※5年保存の義務により、前回意見書を記載した日から5年以上経過している場合で、過去の診療録が無い、もしくは、あっても参考とされない場合。

継続

新規に該当しない場合

「在宅・施設」の判断基準

在宅

①在宅者、グループホーム、特定施設入居者、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)入居者の意見書を記載した場合。

ただし、医療機関に併設されたグループホームや特定施設の入居者に対して、定期的に診療を行っている同医療機関の医師が記載した場合は施設とする。

<特定施設>・・・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなどの施設。

②通所介護・通所リハ利用者の意見書を当該施設の医師が記載した場合。

施設

介護保険施設、社会福祉施設、医療施設に入所（入院）している者（短期入所サービス利用者を含む）の意見書を当該施設の医師 が記載した場合。

（2）留意事項

- 介護保険主治医意見書作成依頼書に記載した申請種別（新規、更新、区分変更）は請求区分を表示したものではありません。
- 在宅・施設の別は、医師が記載しているときの状況で判断してください。申請時に在宅であっても、記載時点で入院（入所）していれば施設となります。
- 意見書作成料にかかる消費税は課税されます。

2. 主治医意見書作成料請求に係る消滅時効について

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱いは、民法第 170 条第 1 号により、市に意見書を提出した翌日を起算日として、**3年間**とします。